

環境経営レポート 2023(令和5)年度版



一般財団法人自然環境研究センター
JAPAN WILDLIFE RESEARCH CENTER

対象期間：2023(令和5)年7月1日～2024(令和6)年6月30日

発行：2024(令和6)年11月1日

目次

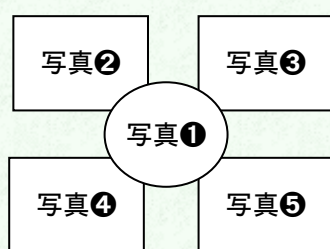
1. 組織の概要	2
2. 対象範囲	2
3. 実施体制	3
4. 環境経営方針	4
5. 環境経営目標とその実績	5
6. 環境経営計画・取り組み結果と評価・次年度の取り組み内容	7
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認・評価並びに違反・訴訟等の有無	13
8. 代表者による全体評価と見直しの結果	15

表紙の写真について

2023(令和5)年は、各地でクマによる人身被害や農林業被害等が多発し、大きな社会問題になりました。

人間とクマの軋轢による不安が増大するなか、被害への対策強化が求められる一方、科学的知見に基づき、必要な施策の計画、計画に沿って実行した施策の評価、評価を踏まえた改善を図る一連のサイクルが重要になります。

一般財団法人自然環境研究センター（以下、当センター）は2023(令和5)年度、事業活動において、保護管理策に資するデータ等を得ることを目的に、調査を実施しました。



写真①

ヘアトラップ法調査にあたる当センター職員。現地調査では安全管理を徹底し、ヘアトラップに付着した体毛を採取します。体毛を採取した後は、DNAの抽出と塩基配列の特定により個体識別が行われます。

写真②～⑤

自動撮影カメラを用いた調査で撮影されたツキノワグマ。

(写真①は「令和5年度ツキノワグマモニタリング調査等業務委託」、写真②～⑤は「令和5年度群馬県ツキノワグマ生息状況調査業務」において撮影)

1. 組織の概要

■事業所

- 事業所名称：一般財団法人自然環境研究センター
- 代表者氏名：理事長 三浦 慎悟
- 所在地：東京都墨田区江東橋三丁目3番7号
- 設立年月日：1978(昭和53)年10月6日
- URL：<http://www.jwrc.or.jp>

■環境管理責任者及び連絡先

- 環境管理責任者：事務局環境管理室長
- 連絡先 TEL:03-6659-6310/FAX:03-6659-6320

■事業活動の内容

- 自然環境の保全に関する調査研究・政策支援
- ・普及啓発等

■事業の規模

- 職員数：148名（2023(令和5)年度末
（2024(令和6)年6月30日）時点）



▲当センター本部
環境負荷軽減のための様々な取り組みに努めています。



▲当センター本部（屋上）
屋上緑化を実施し、僅かながらもヒートアイランドの緩和への貢献に努めています。（→13ページ）

2. 対象範囲

■対象となる事業所

- 所在地：東京都墨田区江東橋三丁目3番7号
- 延べ床面積：2,173㎡

■対象となる期間

- 2023(令和5)年度
（2023(令和5)年7月1日～2024(令和6)年
6月30日）

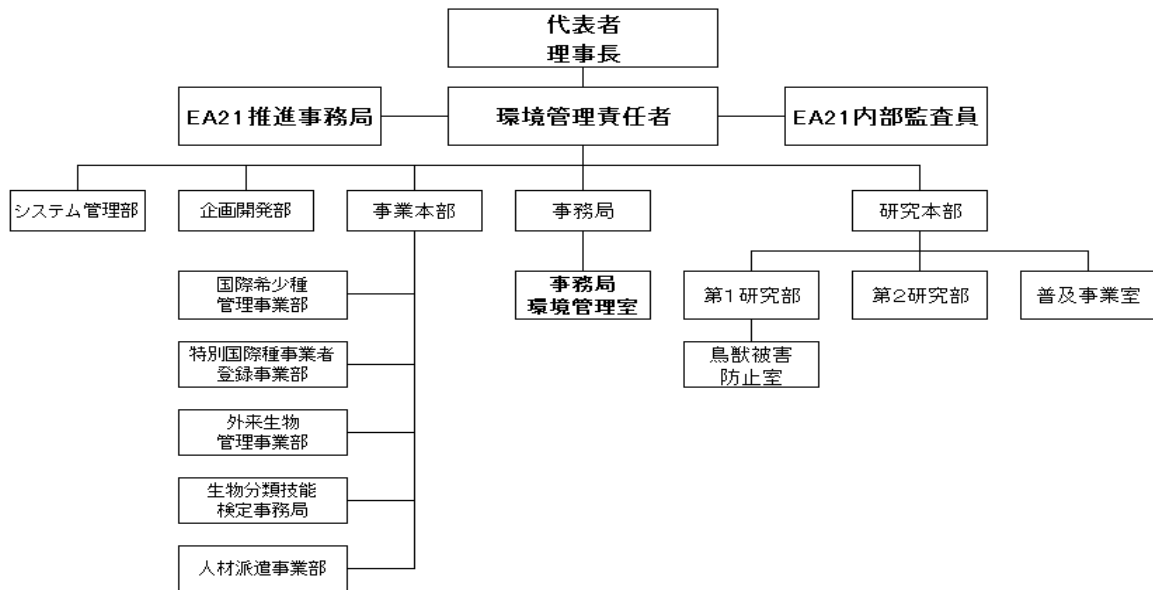
■対象となる活動

- 自然環境の保全に関する調査研究・政策支援
- ・普及啓発等



▲当センター内の施設と事業活動 図書室
自然環境に関わる書籍や図鑑、刊行物、報告書、
論文資料等が数多く収蔵され、事業活動に活用さ
れています。

3. 実施体制



役職	役割・責任・権限
代表者(理事長)	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 経営における課題とチャンス の明確化 環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用などを準備 環境管理責任者を任命 環境経営方針の策定、見直し、全職員への周知 環境経営目標、環境経営計画書を承認 代表者による全体の評価と見直しを実施 環境経営レポートの承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムの構築、実施、管理 環境関連法規等の取りまとめ表を承認 環境目標・環境経営計画書を確認 環境活動の取組結果を代表者へ報告 環境経営レポートの確認 内部監査の統括責任
EA21 推進事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の補佐 環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 環境目標、環境経営計画書原案の作成 環境活動の実績集計 環境関連法規等取りまとめ表の作成 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 環境経営レポートの作成、公開 教育訓練の実施
内部監査員	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実施
本部長・部長	<ul style="list-style-type: none"> 部内における環境経営システムの実施 部内における環境経営方針の周知 部内の職員に対する教育訓練の実施 部内に関連する環境経営計画の実施及び達成状況の報告 部内の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全職員	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

4. 環境経営方針

環境経営方針

基本理念

自然環境研究センターは、人間社会と自然の共存を科学的・政策的に研究することを目的に設立され、生態系の保全、野生生物の保護管理、自然環境情報の収集・整理・発信、自然とのふれあい計画の策定など、かけがえのない自然環境をまもり次世代に引き継ぐための調査・研究を進めています。

近年、とくに 20 世紀以降、大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される人間活動の拡大により、身近な環境も地球規模の環境も大きな影響を受け、自然生態系の劣化や野生生物の減少も深刻化しています。現在求められているのは、産業構造の変革やライフスタイルの改変をとおして、調和のとれた人間-環境系を創り出していくことです。

私たちは、当センターが目指す使命のもと、自らの業務を積極的に推進するなかで環境配慮の重要性を深く認識し、すべての活動において環境負荷の軽減など環境保全と持続可能な社会の形成に貢献することを目指します。

行動方針

1. 事業活動に係る国内の環境関連法規や国際的な環境保全の取決めに遵守します。
2. 事業活動を通じて生物多様性保全のための技術開発や情報整備を推進します。
3. 事業活動の実施において「グリーン購入」を積極的に進めます。
4. 電気・水道水・用紙類などの使用量を抑え、省資源・省エネルギーの推進に努めます。
5. 廃棄物の発生抑制を進め、分別を徹底して再使用・再生利用の推進に努めます。
6. 以上の方針を達成するために定期的なレビューを行い、環境経営の継続的改善を図り、環境経営レポートを作成して公表します。
7. 本環境経営方針を全職員に周知します。

制定日 平成 22 年 9 月 1 日

改訂日 令和 4 年 7 月 1 日

一般財団法人自然環境研究センター

理事長 三浦 慎悟

5. 環境経営目標とその実績

(1) 中長期目標(2023(令和5)年度～2025(令和7)年度)

分野	基準値 (基準年度)	2022(令和4)年度 実績	2023(令和5)年度 目標	2024(令和6)年度 目標	2025(令和7)年度 目標
1. 二酸化炭素排出量削減					
●電気(kg-CO ₂) ※1	0.00 (2019(令和元))	0.00	0.00 kg	0.00 kg	0.00 kg
●ガソリン・軽油 (kg-CO ₂)	10,891.1 (2019(令和元))	9,372.77	基準値の-1% (10,782.19)	基準値の-2%(10,673.28)	基準値の-2%(10,673.28)
●CO ₂ 合計 (kg-CO ₂)	10,891.1 (上記の合算)	9,372.77	基準値の-1% (10,782.19)	基準値の-2%(10,673.28)	基準値の-2%(10,673.28)
●電気使用量(kWh)	180,534.0 (2019(令和元))	181,729.00	基準値の-1% (178,728.66)	基準値の-2%(176,923.32)	基準値の-2%(176,923.32)
●燃料使用量(ℓ)					
・ガソリン	2,614.0 (2019(令和元))	1,881.15	基準値の-1% (2,587.86)	基準値の-2%(2,561.72)	基準値の-2%(2,561.72)
・軽油	1,871.1 (2019(令和元))	1,941.28	基準値の-1% (1,852.39)	基準値の-2%(1,833.87)	基準値の-2%(1,833.87)
2. 廃棄物排出量削減					
●一般廃棄物(kg)	1,688.96 (2019(令和元))	1,599.52	基準値の-1% (1,672.07)	基準値の-2%(1,655.18)	基準値の-2%(1,655.18)
●産業廃棄物(kg) ※2	964.0 (2019(令和元))	1,032.00	基準値の-1% (954.36)	基準値の-2%(944.72)	基準値の-2%(944.72)
3. 総排水量削減(m³)					
	1161.0 (2019(令和元))	978.00	基準値の-1% (1,149.39)	基準値の-2%(1137.78)	基準値の-2%(1137.78)
4. 化学物質使用量削減					
	—	適正管理の徹底	適正管理の徹底	適正管理の徹底	適正管理の徹底
5. 事務用品のグリーン購入					
	—	環境負荷の軽減に配慮した製品やサービスの優先的購入に努めた	引き続き、環境負荷の軽減に配慮した製品やサービスの優先的購入に努める	引き続き、環境負荷の軽減に配慮した製品やサービスの優先的購入に努める	引き続き、環境負荷の軽減に配慮した製品やサービスの優先的購入に努める
6. コピー用紙の使用量軽減					
	—	一部の決裁書類を電子化したほか、資料等を両面印刷にすること等による枚数の削減に努めた	引き続き、決裁書類等の電子化の推進、資料等を両面印刷にすること等による枚数の削減に努める	引き続き、決裁書類等の電子化の推進、資料等を両面印刷にすること等による枚数の削減に努める	引き続き、決裁書類等の電子化の推進、資料等を両面印刷にすること等による枚数の削減に努める
7. 製品・サービスに関する環境目標					
	—	事業活動等を通じた普及啓発等を推進した	引き続き、事業活動等を通じた普及啓発等を推進する	引き続き、事業活動等を通じた普及啓発等を推進する	事業活動等を通じた普及啓発等を推進する

※1: 2019(平成31)年1月以降の二酸化炭素の調整後排出係数は0.000 kg-CO₂/kWh (→ 8 ページ「事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進①(温室効果ガスの排出抑制)」)

※2: 廃プラ(プラスチックごみ)等

(2) 実績:2023(令和5)年度運用結果

	基準値 (基準年度)	目標	実績	目標達成 状況
1. 二酸化炭素排出量削減				
●電気(kg-CO ₂) ※ ¹	0.00 (2019(令和元))	0.00 kg	0.00	○
●ガソリン・軽油(kg-CO ₂)	10,891.1 (2019(令和元))	基準値の-1% (10,782.19)	8,384.13	○
●CO ₂ 合計(kg-CO ₂)	10,891.1 (上記の合算)	基準値の-1% (10,782.19)	8,384.13	○
●電気使用量(kWh) ※ ²	180,534.0 (2019(令和元))	基準値の-1% (178,728.66)	181,607.00	△
●燃料使用量(ℓ)				
・ガソリン	1,565.9 (2019(令和元))	基準値の-1% (1,554.2)	1,379.00	○
・軽油※ ³	1,871.1 (2019(令和元))	基準値の-1% (1,852.39)	2,009.60	△
2. 廃棄物排出量削減				
●一般廃棄物(kg)	1,688.96 (2019(令和元))	基準値の-1% (1,672.07)	1,597.44	○
●産業廃棄物(kg) ※ ⁴	964.0 (2019(令和元))	基準値の-1% (954.36)	1,032.00	△
3. 総排水量削減(m³)				
	1161.0 (2019(令和元))	基準値の-1% (1,149.39)	980.00	○
4. 化学物質使用量削減				
	—	適正管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●保管場所を厳守し、その旨の表示と施錠管理を徹底した ●管理簿(購入・使用記録簿)を作成し、適正管理に努めた ●適正管理策の強化を図った 	○
5. 事務用品のグリーン購入				
	—	グリーン購入の推進	●環境負荷軽減に配慮した製品やサービスの優先的購入に努めた※ ⁵	○
6. コピー用紙の使用量軽減				
	—	適正管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●一部の事務手続きを紙から電子に切り替え、ペーパーレス化を推進した ●資料等を両面印刷にすること等で使用量の削減に努めた 	○
7. 製品・サービスに関する環境目標				
	—	事業活動等を通じた普及啓発等の推進	●事業活動を通じた普及啓発等を推進した※ ⁶	○

目標達成状況の凡例 ○:目標達成 △:目標未達成(理由がある場合) ×:目標未達成

※1:2019(平成31)年1月以降の二酸化炭素の調整後排出係数は0.000 kg-CO₂/kWh(→8ページ「事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進①(温室効果ガスの排出抑制)」)

※2:目標値(基準年度(=2019(令和元)年度)の-1%)を上回ったが、コロナ禍だった前々年度(=2021(令和3)年度)比で11.32%削減、前年度(=2022(令和4)年度)比で0.07%削減になったことを踏まえ、△とした。

※3:目標値(基準年度(=2019(令和元)年度)の-1%)を上回ったが、業務量の増加等に伴い、当年度の走行距離が基準年度比約1.18倍になったことを踏まえ、△とした。

※4:目標値(基準年度(=2019(令和元)年度)の-1%)を上回ったが、コロナ禍だった前々年度(=2021(令和3)年度)比で29.7%削減になったこと、当年度の職員数が基準年度比で約1.073倍になったことを踏まえ、△とした。

※5:→10ページ「事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進⑤(廃棄物等の抑制・リサイクル・適正処理)」

※6:→11~12ページ「製品・サービスに関する環境目標(普及啓発のための講演等)」

6. 環境経営計画・取り組み結果と評価・次年度の取り組み内容

当センターはエコアクション 21 の認証・登録（2011(平成 23)年)以来、事業活動に伴う環境負荷の軽減や環境関連法規の遵守等、様々な取り組みに努めてきました。

当年度も前年度に続き、電力由来のCO₂排出0(ゼロ)の達成(→8ページ「事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進①(温室効果ガスの排出抑制)」をはじめ、廃棄物の分別の徹底(→9ページ「事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進③(廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理)」)等、組織全体で積極的に取り組みました。

引き続き、環境経営方針に基づき、組織全体で積極的に取り組みます。

環境経営計画	取り組み結果と評価	次年度の取り組み内容
二酸化炭素排出量削減(電気) ①昼休み、残業時間等の不要な照明の消灯 ②OA機器の省電力設定 ③空調温度の適正化 ④空調機器の定期点検・清掃の実施 ⑤エレベーターの使用控え ⑥クールビズ・ウォームビズの実施	<ul style="list-style-type: none"> ●前年度に続き、再エネ100%の電力の供給を受け、電力由来のCO₂排出0(ゼロ)を達成した ●前年度に全ての照明を蛍光灯からLEDに切り替え、引き続き消費電力の削減に努めた ●昼休みの消灯や残業時の不要な箇所の消灯で不徹底なところがあった 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、取り組みを推進する ●適切な換気に努める
二酸化炭素排出量削減(ガソリン・軽油) ①アイドリングストップ ②急加速・急停車をしない ③入出庫時に走行距離を確実に記録	<ul style="list-style-type: none"> ●業務量の増加等に伴い、走行距離が少し増加したが、概ね目標を達成できた ●入出庫時に走行距離を記録し、正確なデータ把握に努めた 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、エコ運転の徹底と効率的な車両運用に努める ●引き続き、入出庫時に走行距離を確実に記録、正確なデータ把握に努める
廃棄物排出量削減 ①分別の徹底 ②使い捨て容器の購入を避ける ③リサイクル製品の優先購入 ④製品の長期間利用 ⑤簡易包装商品の購入 ⑥新聞紙・段ボール等のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ●分別に不徹底な部分があった 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、分別の徹底をはじめ廃棄物削減への周知等の取り組みを推進する
総排水量の削減 ○節水	<ul style="list-style-type: none"> ●目標を達成した ●雨水の有効利用と水道水の利用抑制の両立を図りながら、屋上緑化の維持・管理を実施した 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、取り組みを推進する
化学物質使用量削減 ○適正管理の徹底(購入記録や保管場所の管理の徹底等)	<ul style="list-style-type: none"> ●保管場所の厳守やその旨の表示、施錠管理を徹底した ●管理簿(購入・使用記録簿)を作成し、適正管理に努めた ●危険性や取扱い等の情報共有、破損や落下防止策を徹底し、適正管理に努めた 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、適正管理を徹底する
グリーン購入の推進 ①環境負荷の軽減に配慮した製品やサービスの優先的購入 ②納品時に折りたたみコンテナ(通い箱)を選択することによる梱包材の削減	<ul style="list-style-type: none"> ●価格との折り合いをつけながらグリーン購入の推進に努めた 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、取り組みを推進する
省資源(用紙類の削減) ①会議資料や事務書類の簡素化 ②印刷物の必要最小部数の徹底 ③両面コピー・両面印刷の徹底 ④ミスコピー防止の徹底 ⑤事務手続きの電子化	<ul style="list-style-type: none"> ●一部の事務手続きを紙から電子に切り替え、ペーパーレス化を推進した 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、取り組みを推進する
製品・サービスに関する環境目標 ○普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動を通じ、普及啓発を推進した 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、事業活動等を通じた普及啓発等を推進する

●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進①（温室効果ガスの排出抑制）

電力由来 CO₂ 排出ゼロ

再エネ100%電力を使用、環境負荷軽減を推進

世界では近年、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、全体として排出量を実質0（ゼロ）にするカーボンニュートラルの実現を目指し、再生可能エネルギー（再エネ）の導入等、様々な議論や取り組みが加速しています。

当センターは現在、事業活動における環境負荷の軽減の一環として、使用する電力について、出光興産株式会社（小売電気事業者登録番号：A0012）※¹から、RE100（Renewable Energy 100%/再エネ100%での事業活動を目指す国際的な取り組み）が求める基準を満たした再エネ100%電力（「出光でんき プレミアムグリーンプラス（CO₂フリー）」）の供給を受けています※²。

この電力は、FIT（Feed-in Tariff/再エネの固定価格買取制度）電気を含む再エネ100%の電力にトラッキング付非化石証書を組み合わせ、CO₂の調整後排出係数が実質ゼロになる※³というものです。

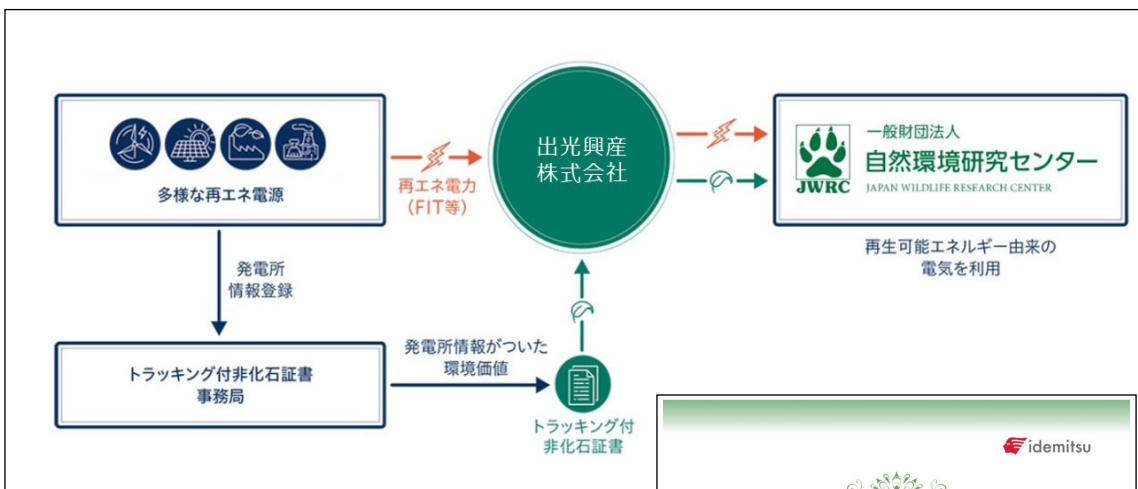
これにより当センターは、**再エネ100%の電力の使用かつ電力由来のCO₂排出ゼロを達成しました。**

この取り組みを通じて当センターは、環境負荷の軽減を図りながら事業活動を推進し、持続可能な社会の形成に貢献することを目指します。

※¹：出光興産株式会社は、風力、太陽光、バイオマス、地熱といった再エネ電源を保有・運営し、再エネを中心とした電気小売事業も行っています。また、東京都の「大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」（キャップ&トレード制度）に基づき、「低炭素電力認定供給事業者」の認定を受けています。さらに、東京都が実施する「とちょう電力プラン」の供給事業者として、再エネ100%電力の都有施設への供給、都内の卒FIT（固定価格での買取期間が終了した再エネ電力）の買取りを行っています。

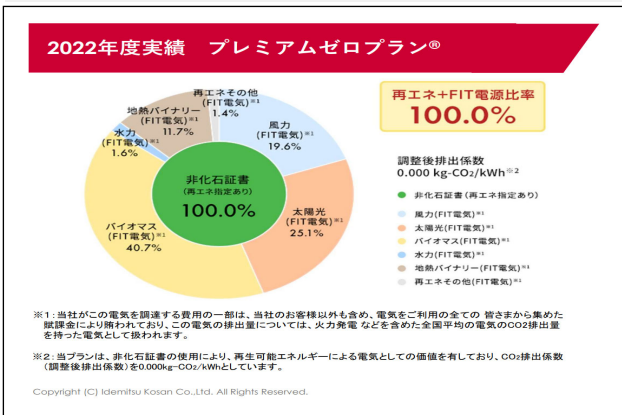
※²：右下の画像（出光興産株式会社発行「再生可能エネルギー100%電力供給証明書」）参照。なお、現在の電力プランは、旧出光グリーンパワー株式会社（2024（令和6）年4月、出光興産株式会社に吸収合併）の「プレミアムゼロプラン」を継承しています。

※³：下及び左下の画像（出光興産株式会社作成 電力供給のイメージ図及び電源構成図（前年度実績））参照。

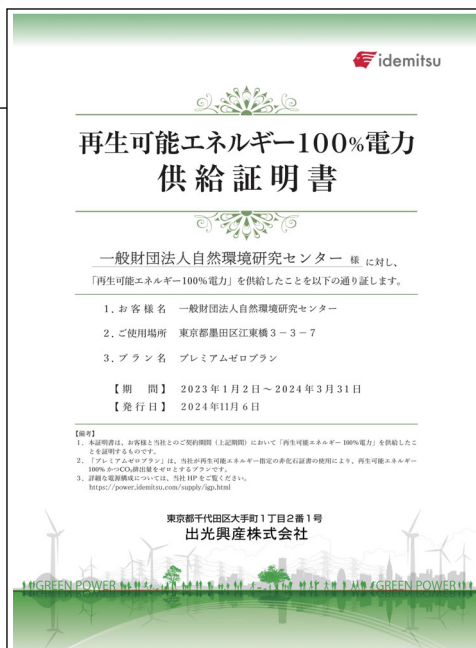


▲電力供給のイメージ図（作成・提供：出光興産株式会社）

▼電源構成図（前年度実績）（作成・提供：出光興産株式会社）



「再生可能エネルギー100%電力供給証明書」（発行：出光興産株式会社）▶



●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進②（温室効果ガスの排出抑制・設備機器等の適正管理）

当センターは前年度、従来の蛍光灯と比較して電力使用量を大きく削減させることが可能なLEDを採用、全ての照明への切り替えを実施しました。

また、定期的に照明器具の清掃、空調機のフィルターや換気機器の点検・清掃を実施し、冷暖房や換気の効率の低下を防ぐとともに、電力使用量の抑制に努めています。

この取り組みを通じて当センターは、環境負荷の軽減と経済性を両立させた事業活動の推進、持続可能な社会の形成に貢献することを目指します。



▼取り付け工事が完了し、点灯するLED

▲既存の蛍光灯と関連の器具を取り外す

▲当センターで実施されたLED化工事
（写真提供：株式会社大塚商会／2023（令和5）年2月）

▲当センターで実施された作業
左：空調機の点検、右：換気機器の清掃

●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進③（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）

当センターは、廃棄物の分別（一般廃棄物＝可燃ごみ、産業廃棄物＝廃プラ等＝不燃ごみ）の徹底、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づく産業廃棄物管理伝票（マニフェスト伝票）の適正管理に努めています。

各階には「もえるごみ」、「もえないごみ」と明示したごみ箱を設置したうえ、捨て方や分別方法を具体的に掲示したうえ随時、確認を行い、適正ではない事例が見受けられた場合は改善を図りながらその間違いを各現場にフィードバックして改善を求める等、分別ルールの徹底を図っています。（→13ページ「環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境負荷軽減のための取り組み）」）



▲分別回収用ごみ箱付近に注意喚起のための書面を貼付し、分別ルールの徹底を呼びかけています。

◀各階に設置されている分別回収用ごみ箱。

各階から排出された廃棄物は集積室に持ち込まれ、分別管理のもとで回収を待ちます。▶

●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進④（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）

当センターは通常、事業活動で発生する段ボールやオフィス雑がみ、新聞紙等の一般古紙について、分別回収を行っています（→9ページ「事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進③（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）」）。また近年、紙による事務手続きを電子化し、ペーパーレス化を推進しています。

一方、機密情報や個人情報が含まれる書類（機密書類）については、その情報が安全かつ完全に抹消される「溶解処理」を導入しています。

溶解処理とは、箱詰めされた機密書類を未開梱のままパルパーと呼ばれる溶解窯（大型ミキサーのような機械）に投入、水と当該機械の攪拌力でバラバラの繊維になるまで解す（ほぐす）処理方法です。これによって、機密書類にあった情報は判読不能・復元不能な状態になり、古紙パルプとして再生紙や段ボール、トイレットペーパー等の製造に供されます。

このため溶解処理は、機密書類を未開梱のまま処理することで機密保持、一度に大量に実施することによる処理費用の抑制、さらに、焼却処理とは異なりCO₂や有害物質の排出が少ない、といった利点を有する資源循環型のリサイクルシステムといえます。

また、この溶解処理は、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム/ISMS:Information Security Management System）に基づいた機密書類処理業務システムを構築・運用する企業によって、適正に管理された施設で実施され、完了後には「溶解証明書」が発行されます。

情報セキュリティの確保とリサイクルの推進を両立させたこの取り組みを通じて当センターは、環境負荷の軽減と経済性を両立させた事業活動の推進、持続可能な社会の形成に貢献することを目指します。



▲当センター職員立会いのもと実施される搬出・積み込み作業
落下、飛散、盗難防止のため施錠（走行時はパワーゲートを含む二重施錠）可能な箱型の専用車両を使用し、位置情報の把握・走行記録の管理下で運搬されます。



▲溶解処理作業
回収された機密書類は未開梱のまま溶解窯に投入、攪拌の力でバラバラの繊維になるまで解された後、古紙パルプの状態になります。（写真提供：三弘紙業株式会社）

●事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進⑤（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）

当センターは、事務用品の購入において、折りたたみ式コンテナ（通い箱）による納品を選択、梱包材の削減、グリーン購入（環境に配慮した物品の優先的購入）にも積極的に取り組んでいます。

さらに近年、ペーパーレス化を推進し、紙資源の削減だけでなく、印刷や封入等の作業がなくなることで職員の負担が軽減されるといった効果も生じています。

これらの取り組みを通じて当センターは、環境負荷の軽減と経済性を両立させた事業活動の推進、持続可能な社会の形成に貢献することを目指します。



▲梱包材の削減のために利用している通い箱

製品・サービスに関する環境目標（普及啓発のための講演等）

●事業活動を通じた普及啓発

世界自然遺産・小笠原諸島に含まれる西之島は、東京の南約 930 kmに位置する火山島で、2013(平成 25)年から続く噴火によって島全体が溶岩や火山灰に覆いつくされ、周囲の海にも溶岩や火山灰の影響が及んでいます。

この噴火によって生態系がリセットされた西之島は、海洋上に新しく島が誕生した状態と言え、海洋島における始原生態系の成立過程を観察できる千載一遇の機会を提供する地球上で唯一の場所として、世界中から注目を集めています。

こうした状況を踏まえ、2017(平成 29)年度から、西之島の科学的価値の証明と保全措置の検討を行うことを目的とした総合学術調査が、環境省によって行われてきました。

この調査は、新たに誕生する生態系やその変化を丁寧に記録・発信するという、世界に果たすべき科学的な責任を担うものと言えますが、その一方、遠隔地、絶海の孤島、活発な噴火等、極めて困難な状況下で遂行しなければなりません。

当年度、西之島の陸域生物、海域生物、地質等に関する最新情報の収集・分析を目的に、豊富な業務実績と知見を有する当センター職員が、様々な分野の専門家で構成される調査隊を組織したうえ、調査隊長として安全管理・環境配慮を踏まえた運営や調査のサポート等を、さらに、節足動物の専門家として現地調査を実施する等、奮闘しました。

①地域住民への普及啓発

西之島の科学的価値や保全の重要性について理解を深めるため、小笠原村の父島及び母島にて講演会を開催しました（父島ではオンラインにて全国から視聴も可能なハイブリッド開催）。

調査隊の一員である当センター職員と招聘した専門家らが赴き、最新の調査結果から得られた情報を元に解説や質疑応答を実施したほか、実際に調査で使用された探査車の操作体験会を開催する等、地域関係者への普及啓発を推進しました。

②全国に向けた普及啓発

2024(令和6)年3月にNHKで放映された番組「FRONTIERS『進化する西之島 未知の大地への挑戦』」において、調査隊長を務めた当センター職員が出演し、最新の調査結果から得られた情報を元に西之島の科学的価値や保全の重要性をわかりやすく解説しました。複数回の再放送を含めたテレビ放送を通じ、全国の視聴者に向けた普及啓発を推進しました。



①写真：調査隊のメンバーによる講演会（令和5年度西之島総合学術調査業務）＝2024(令和6)年1月、小笠原世界遺産センター（父島）



②写真：調査隊長を務めた当センター職員（画面左下）による解説＝2024(令和6)年3月、放送番組の画面（画像提供：NHK）

●事業活動を通じた鳥獣害対策の普及啓発支援

近年、野生鳥獣による生態系や農林業、生活環境への被害が全国的に、深刻な問題になっています。

国は現在、ニホンジカ、イノシシを指定管理鳥獣として、2028(令和10)年度までに、2011(平成23)年度時点の生息頭数から半減させることを目標に、捕獲の強化を図っています。

しかし現在、その役割を担う人材の高齢化と減少が著しく、後継者の確保と育成が急務となっています。

こうした状況のなか、野生鳥獣の生態や効率的な捕獲方法等に精通した当センター職員（農林水産省「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」登録者）が、2024(令和6)年5月、大分県から依頼を受け、同県が開催する「令和6年度スタートアップセミナー」において講師を務めました。

豊富な業務実績と知見を有する当センター職員がこの業務を通じ、鳥獣害対策のための新たな人材の確保と育成を目的とした普及啓発の推進に寄りました。



▲当センター職員（右奥）による講義＝2024(令和6)年5月、日本文理大学(大分市内)

●公開講座の開催 「鳥獣と国土政策」懇談会の共催

当センターは2014(平成26)年9月以来、環境省自然環境局野生生物課と共催で、鳥獣保護と国土政策を主な話題とする「鳥獣と国土政策」懇談会を行っています。

この懇談会は、人間と自然の関係を国土、社会全体を含めた多様な視点から考察していくことを目的に、行政職員や研究者等を講師として招いて定期的に行われ、これまで、自然保護の分野はもとより幅広い分野を対象に、多岐にわたる話題が提供されてきました。

当年度は、2023(令和5)年7月から2024(令和6)年4月にかけて、環境省をはじめとする行政職員や大学等の研究者、企業関係者、報道関係者等、多様な立場の人々が参加、毎回、講師が自らの体験や調査研究に基づく講演を行い、講演後には講師と参加者間で熱心な議論が行われました。

懇談会における多様な視点からの考察により、話題となった生物多様性の保全、国立公園の保護管理や自然環境を活かした地域活性化等に対する参加者の理解の深化に寄与しました。



▲当センターで開催された懇談会＝2024(令和6)年4月
毎回、多くの参加者が熱心に聴講、議論しました。

7. 環境関連法規等の遵守状況の確認・評価並びに違反・訴訟等の有無

当センターが遵守しなければならない環境関連法規には、廃棄物処理法やフロン排出抑制法、消防法等のほか、事業活動に直結する自然環境保全法や種の保存法等、さらに、東京都や墨田区の条例があります。

当センターでは、これらの法規制を遵守するために、法規制の一覧表を作成し、定期的に遵守状況をチェックすること等により、違反がないことを自主的に確認しています。

なお、環境関連法規等への違反、関係当局からの違反の指摘、関連する訴訟はありません。

●環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境負荷軽減のための取り組み）

当センターは、廃棄物処理法に基づき、マニフェスト伝票の適正管理、事業系ごみの減量・適正処理を目的とした「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、廃棄物の適正処理をはじめ廃棄物管理責任者の選任等を実施しています。

これらに関し墨田区（すみだ清掃事務所）は2019(令和元)年10月、同条例に基づき、当センターにおいて「廃棄物の減量及び適正処理に関する立入調査」を実施しました。

この調査を実施したすみだ清掃事務所により、当センターにおける廃棄物の分別や保管場所の管理等が「適正である」と確認されました。（→9ページ「事業活動を通じた省資源・省エネルギーの推進③（廃棄物等の排出抑制・リサイクル・適正処理）」）

●環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境保全のための取り組み①）

当センターは、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、本部の屋上緑化を実施しています。

さらに、雨水の有効利用と水道水の利用抑制の両立を図りながら屋上緑化を維持・管理するため、本部下に雨水槽を設置し、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法（ビル管理法）」）に基づき、雨水槽のほか自動灌水装置や関連機器の清掃や点検等を実施しています。

法令順守とともに、僅かながらもヒートアイランド現象の緩和等に資するため、屋上緑化の維持・管理に努めています。



▲屋上西半分に設けられた植栽（芝生）

芝生の隙間から花をのぞかせるスマイル▶



◀植栽の維持のために設置された自動灌水装置



◀地下に設けられた雨水槽

●環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境保全のための取り組み②）

当センターは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき、使用する業務用空調機器の適正な維持・管理を実施しています。

この法律は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因になるフロン類の大気中への排出抑制のため、業務用空調機器等に使用されるフロン類の製造から廃棄までの全過程にわたる対策を義務付けています。

当センターはこれまで、同法に定められている「第一種特定製品」（冷媒としてフロン類が充填されている一定規模以上の業務用空調機器）の管理者（所有者）として、3か月に1回の頻度で当センター職員による「簡易点検」（異常音や異常振動、油のにじみ、外観の損傷等の有無の確認）を実施してきました。

さらに、3年に1回の頻度で有資格者による「定期点検」（専門的な冷媒漏洩検査）も実施し、冷媒として充填されているフロン類の漏洩がないことを確認しています。

法令順守とともに、CO₂より温室効果が高いフロン類の漏えい防止、ひいては地球温暖化防止に資するため、空調機器の維持・管理に努めています。



▲前年度に実施された有資格者による点検(2022(令和4)年4月)

●環境関連法規や環境保全の取り決めの遵守（環境上の緊急事態に備えた取り組み）

当センター職員は2023(令和5)年11月、環境上の緊急事態への準備及び対応として、消防法に基づく消防訓練（「集合型自衛消防訓練」）に参加しました。

この訓練は、当センターの所在地を管轄する東京消防庁本所消防署が、自衛消防力の向上を目的に開催したものです。

参加した当センター職員は、事業活動中に緊急事態が発生した場合に備え、真剣に講習や訓練に臨みました。



▲講習・訓練に臨む当センター職員(2023(令和5)年11月)

通報訓練（消防署員から適切な通報について聴講（写真左））、初期消火訓練（消防署員から消火器の適切な取扱いについて聴講（写真中央））、模擬消火器を使った訓練に臨む（写真右）

●安全な職場環境への取り組み

企業等には、職員が安全に働くことができるための環境を整えるための配慮や対策を行う義務（安全配慮義務）が課されており、当センターではこの一環として既にAED（Automated External Defibrillator／自動体外式除細動器）を設置していましたが、当該機器の更新に併せ、供給元からAEDの使用に熟練したスタッフを控え、訓練用のAEDや人形を使用した緊急時の対応（胸骨圧迫・心肺蘇生等）の講習・訓練を実施しました。

AEDの設置は現在、法律で義務化されていませんが、当センターでは安全な職場環境の維持・管理に努めています。



▲講習に臨む当センター職員(2023(令和5)年4月)

(AEDの適切な使用方法について聴講(写真左及び写真中央)、人形を使用した胸骨圧迫・心肺蘇生の訓練に臨む(写真右))

8. 代表者による全体評価と見直しの結果

- 当センターのエコアクション 21 を有効に機能・維持させるため、2023(令和5)年度の内部監査の結果を踏まえ、適切に対応すること。
- すべての職員が当センターの環境経営方針に沿って継続して活動に取り組むよう、事務局環境管理室を中心に周知・徹底を図ること。
- 当センターの業務を遂行する際、環境保全に貢献する意識をもつとともに、その普及啓発にも積極的にかかわること。



▲当センター内の施設と事業活動 標本室

適切な温湿度管理のもとで収蔵されている昆虫や植物の標本(写真左)。分析作業の様子(写真右)。

裏表紙の写真について

屋久島は1993(平成5)年、特異な生態系と優れた自然景観を有している地域であることが高く評価され、世界自然遺産に登録されました。

屋久島には固有種をはじめ、希少な植物種が数多く生育していますが、20年ほど前からヤクシカの採食や踏圧等による生育環境の悪化が懸念されています。

当センターは当年度、環境省から受託した業務において、屋久島の生物多様性の保全と種の保存に資するため、屋久島の固有種や希少な植物種を対象とした生育状況の把握、生育環境保全のための基礎情報のとりまとめを実施しました。

写真

徹底した安全管理のもと、現地調査を実施する当センター職員（「令和5年度屋久島における希少植物の生育状況調査等業務に関する調査業務」（環境省）において撮影）

